

平成30年度 大泉町予算書

平成 30 年 度 当 初 予 算

◎ 総 括 表

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 29 年度	比 較	増減率
一 般 会 計	12,692,000	12,179,000	513,000	4.2 %

特 別 会 計		7, 859, 600	8, 276, 600	△ 417, 000	△ 5. 0 %
会 計 別	国民健康保険事業	4, 079, 300	4, 727, 400	△ 648, 100	△ 13. 7 %
	後期高齢者医療事業	352, 800	310, 900	41, 900	13. 5 %
	介 護 保 険 事 業	2, 516, 800	2, 439, 300	77, 500	3. 2 %
	公 園 墓 地 事 業	40, 200	7, 600	32, 600	428. 9 %
	下 水 道 事 業	870, 500	791, 400	79, 100	10. 0 %
総 計		20, 551, 600	20, 455, 600	96, 000	0. 5 %

平成30年度大泉町一般会計予算

平成30年度大泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,692,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月2日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 町税		千円 7,231,300
	1 町民税	3,181,766
	2 固定資産税	3,269,314
	3 軽自動車税	108,037
	4 町たばこ税	319,943
	5 都市計画税	352,240
2 地方譲与税		126,000
	1 地方揮発油譲与税	37,000
	2 自動車重量譲与税	89,000
3 利子割交付金		8,000
	1 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金		15,000
	1 配当割交付金	15,000
5 株式等譲渡所得割交付金		14,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,000
6 地方消費税交付金		810,000
	1 地方消費税交付金	810,000
7 ゴルフ場利用税交付金		1,800
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,800

款	項	金 額
8 自動車取得税交付金		千円 29,000
	1 自動車取得税交付金	29,000
9 地方特例交付金		28,000
	1 地方特例交付金	28,000
10 地方交付税		30,000
	1 地方交付税	30,000
11 交通安全対策特別交付金		11,000
	1 交通安全対策特別交付金	11,000
12 分担金及び負担金		85,951
	1 負担金	85,951
13 使用料及び手数料		209,255
	1 使用料	185,014
	2 手数料	24,241
14 国庫支出金		1,361,371
	1 国庫負担金	1,129,507
	2 国庫補助金	221,255
	3 国庫委託金	10,609
15 県支出金		884,889
	1 県負担金	571,322

款	項	金 額
	2 県補助金	千円 233,999
	3 県委託金	79,568
16 財産収入		7,645
	1 財産運用収入	7,642
	2 財産売却収入	3
17 寄附金		100
	1 寄附金	100
18 繰入金		784,002
	1 特別会計繰入金	2
	2 基金繰入金	784,000
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		517,787
	1 延滞金、加算金及び過料	24,001
	2 町預金利子	13
	3 貸付金元利収入	218,001
	4 受託事業収入	116,451
	5 雑入	159,321
21 町債		436,900

款	項	金 額
	1 町債	千円 436,900
歳 入	合 計	12,692,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 149,475
	1 議会費	149,475
2 総務費		1,521,123
	1 総務管理費	1,140,254
	2 徴税費	251,861
	3 戸籍住民基本台帳費	95,689
	4 選挙費	5,312
	5 統計調査費	9,996
	6 監査委員費	18,011
3 民生費		4,193,257
	1 社会福祉費	2,272,910
	2 児童福祉費	1,907,121
	3 災害救助費	486
	4 国民年金事務取扱費	12,740
4 衛生費		1,383,249
	1 保健衛生費	484,213
	2 清掃費	899,036
5 農林水産業費		51,871
	1 農業費	51,871

款	項	金 額
6 商工費		千円 479,587
	1 商工費	355,654
	2 労働諸費	123,933
7 土木費		1,345,116
	1 土木管理費	24,360
	2 道路橋りょう費	374,561
	3 河川費	1,146
	4 都市計画費	836,737
	5 住宅費	108,312
8 消防費		740,260
	1 消防費	740,260
9 教育費		1,904,879
	1 教育総務費	284,728
	2 小学校費	572,827
	3 中学校費	252,607
	4 幼稚園費	374,002
	5 社会教育費	374,625
	6 保健体育費	46,090
10 公債費		893,183

款	項	金 額
	1 公債費	千円 893,183
11 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		12,692,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎電話機器使用料	平成 31 年度から 平成 36 年度まで	6,102
緊急通報装置借上料	平成 31 年度から 平成 36 年度まで	1,601
緊急通報装置センター設備使用料	平成 31 年度から 平成 35 年度まで	2,578
大泉町保健福祉総合センター 電話機器使用料	平成 31 年度から 平成 36 年度まで	2,784
大泉町農業近代化資金融資に対する 利子補給	平成 31 年度から 平成 36 年度まで	52
遺跡整理作業委託料	平成 31 年度から 平成 35 年度まで	16,170

第3表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 費 (橋りょう長寿命化修繕事業)	38,400	証書借入 又は 証券発行	年 5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	6,800			
学校教育施設等整備事業費	186,100			
社会福祉施設整備事業費 ((仮称)西児童館学童保育室整備事業)	33,700			
社会福祉施設整備事業費 (地域生活拠点整備事業)	32,000			
一 般 単 独 事 業 費 (常 備 消 防 事 業)	40,800			
地方道路等整備事業費	99,100			
計	436,900			

平成30年度大泉町国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度大泉町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,079,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月2日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 903,681
	1 国民健康保険税	903,681
2 国庫支出金		2
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1
3 療養給付費交付金		1
	1 療養給付費交付金	1
4 県支出金		2,764,500
	1 県負担金・補助金	2,764,500
5 財産収入		98
	1 財産運用収入	98
6 繰入金		392,809
	1 一般会計繰入金	303,109
	2 基金繰入金	89,700
7 繰越金		2
	1 繰越金	2
8 諸収入		18,207
	1 延滞金、加算金及び過料	16,182

款	項	金 額
	2 雑入	千円 2,025
歳 入	合 計	4,079,300

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 72,400
	1 総務管理費	69,198
	2 徴税費	2,629
	3 運営協議会費	225
	4 趣旨普及費	348
2 保険給付費		2,712,554
	1 療養諸費	2,349,928
	2 高額療養費	321,385
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	37,819
	5 葬祭諸費	3,200
	6 高額介護合算療養費	220
3 国民健康保険事業費納付金		1,238,129
	1 医療給付費分	799,640
	2 後期高齢者支援金等分	336,341
	3 介護納付金分	102,148
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		42,424

款	項	金 額
	1 特定健康診査等事業費	千円 30,401
	2 保健事業費	12,023
6 基金積立金		98
	1 基金積立金	98
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		8,692
	1 償還金及び還付加算金	8,692
9 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		4,079,300

平成30年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度大泉町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

平成30年3月2日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 267,224
	1 後期高齢者医療保険料	267,224
2 国庫支出金		270
	1 国庫補助金	270
3 繰入金		67,415
	1 一般会計繰入金	67,415
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		17,890
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 受託事業収入	16,684
	3 広域連合負担金	1,200
	4 雑入	4
歳 入	合 計	352,800

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 22,508
	1 総務管理費	21,426
	2 徴収費	1,082
2 後期高齢者医療広域連合納付金		328,590
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	328,590
3 諸支出金		502
	1 償還金及び還付加算金	501
	2 繰出金	1
4 予備費		1,200
	1 予備費	1,200
歳 出 合 計		352,800

平成30年度大泉町介護保険事業特別会計予算

平成30年度大泉町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,516,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月2日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 659,306
	1 介護保険料	659,306
2 国庫支出金		467,422
	1 国庫負担金	416,420
	2 国庫補助金	51,002
3 支払基金交付金		644,852
	1 支払基金交付金	644,852
4 県支出金		349,943
	1 県負担金	328,285
	2 財政安定化基金支出金	2
	3 県補助金	21,656
5 財産収入		41
	1 財産運用収入	41
6 繰入金		395,224
	1 一般会計繰入金	388,224
	2 基金繰入金	7,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		11

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	千円 3
	2 雑入	8
歳 入 合 計		2,516,800

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 76,843
	1 総務管理費	49,991
	2 徴収費	3,646
	3 認定調査等費	21,905
	4 運営協議会費	268
	5 趣旨普及費	1,033
2 保険給付費		2,291,396
	1 介護サービス等諸費	2,102,434
	2 介護予防サービス等諸費	44,468
	3 その他諸費	1,680
	4 高額介護サービス等費	47,495
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,515
	6 特定入所者介護サービス等費	89,804
3 基金拠出金		1
	1 基金拠出金	1
4 地域支援事業費		146,808
	1 包括的支援事業・任意事業費	49,861
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	89,637
	3 一般介護予防事業費	7,108

款	項	金 額
	4 その他諸費	千円 202
5 基金積立金		41
	1 基金積立金	41
6 諸支出金		711
	1 償還金及び還付加算金	710
	2 繰出金	1
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,516,800

平成30年度大泉町公園墓地事業特別会計予算

平成30年度大泉町公園墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成30年3月2日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 7,705
	1 使用料	2,285
	2 手数料	5,420
2 財産収入		23
	1 財産運用収入	23
3 繰入金		32,471
	1 基金繰入金	32,471
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		40,200

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 39,177
	1 総務管理費	39,177
2 基金積立金		23
	1 基金積立金	23
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		40,200

平成３０年度大泉町下水道事業特別会計予算

平成３０年度大泉町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８７０，５００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

（一時借入金）

第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５０，０００千円と定める。

平成３０年３月２日提出

群馬県邑楽郡大泉町長 村 山 俊 明

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 10,100
	1 負担金	10,100
2 使用料及び手数料		153,759
	1 使用料	153,744
	2 手数料	15
3 国庫支出金		120,000
	1 国庫補助金	120,000
4 県支出金		700
	1 県補助金	700
5 繰入金		393,000
	1 一般会計繰入金	393,000
6 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
7 諸収入		1,341
	1 延滞金及び加算金	4
	2 雑入	1,337
8 町債		187,600
	1 町債	187,600
歳 入 合 計		870,500

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 169,815
	1 総務管理費	169,815
2 事業費		387,997
	1 公共下水道費	362,921
	2 流域下水道費	25,076
3 公債費		311,888
	1 公債費	311,888
4 予備費		800
	1 予備費	800
歳 出 合 計		870,500

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業 費	187,600	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる政府資金及 び地方公共団体金 融機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都合 により措置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。